4　暫定措置水域沿岸漁業等に係る届出書

暫定措置水域沿岸漁業等届出書

年　月　日

農林水産大臣　殿

以下のとおり暫定措置水域沿岸漁業等に出漁しますので、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成６年農林水産省令第54号）第19条第１項の規定に基づき、関係書類を添えて届け出ます。

１．使用する船舶					２．操業区域				３．漁法									４．操業期間	５．届出者印
⑴使用者（届出者）の住所	⑵使用者（届出者）の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	⑶漁船登録番号	⑷船名	⑸船舶総トン数	イ 日韓北部暫定水域	ロ 日韓南部暫定水域	ハ 日中暫定措置水域	ニ 日中中間水域	ひき縄	一本釣り	たもすくい網	小型いか釣り	しいら漬け	かご	固定式刺し網	はえ縄	その他		

備考

１　用紙は、日本工業規格Ａ４とすること。

２　操業区域の欄は、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第１条第１項第９号イに掲げる海域において操業する場合にあってはイに、同号ロに掲げる海域において操業する場合にあってはロに、同号ハに掲げる海域において操業する場合にあってはハに、同号ニに掲げる海域において操業する場合にあってはニに「○」を記入すること。

３　漁法の欄は、操業するものに「○」を記入すること（小型いか釣りによる漁法にあっては、小型するめいか釣りによるものを除く）。なお、その他に該当するものについては、欄内に具体的な漁法名を記入すること。

【都道府県担当者記載欄】

本届出書の「１．使用する船舶」欄の記載事項については、漁船原簿の記載内容と相違ないことを確認しました。

平成　年　月　日

確認者：職・氏名　　㊞

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行前にこの告示による改正前の平成七年三月三十日農林水産省告示第四百七十一号により提出された届出書は、この告示による改正後の平成七年三月三十日農林水産省告示第四百七十一号により提出された届出書とみなす。